

Title	<書評>中村賢二郎著 『宗教改革と国家』
Author(s)	田中, 真造
Citation	史林 = THE SHIRIN or the JOURNAL OF HISTORY (1977), 60(1): 151-157
Issue Date	1977-01-01
URL	https://doi.org/10.14989/shirin_60_151
Right	
Type	Journal Article
Textversion	publisher

中村賢二郎著

『宗教改革と国家』

田 中 真 造

「文は人なり」という格言はやはり真実なのであろう。この本は著者の人柄を実によく表わしている。この本を通して、ハッターやケレンを極度に嫌う地味で誠実な研究者が見えるのである。

この本は、宗教運動と社会との相関関係を考慮に入れながら、「宗教改革をドイツ史の中に位置づける」という、著者が若き日以来抱きつづけてきた研究関心に支えられており、このような研究関心は、特に「ドイツのプロテスタント諸侯、領邦国家が宗教改革を通じて」何を達成し得たか、という問題の検討で具体化されている。その場合、著者の狙いは、ドイツ宗教改革の歴史的解釈のために新しい前代未聞のシェーマを提起することにあるのではなく、むしろ、宗教改革についていくらかの知識をもっている人がしばしば常識と見なして、立入った実証を行っていないか、いい加減な断定しかしていない事柄を、丹念に史料にあたって改めて掘りおこし、詳細に再検討することにある。その結果、常識が見事に打破られるのである。この本の最大の成果はここにある、と言ってよいだろう。

評
この本は二部から成っており、第一部は「宗教改革と領邦国家」をテーマとし、第二部は「宗教改革と急進的宗教改革派」をテ

マとしている。第二部はそれ自体としては面白いのであるが、急進的宗教改革派は、「宗教改革と国家」の関係を宗教改革による福音派領邦国家の強化という観点から考察する第一部の視角から見れば、否定的媒介の役割しか果たしていない。したがって、第二部は、宗教運動と社会との相関関係のいくつかの面に照明をあてることに成功しているが、著者自身の基本的な研究関心からしても、第一部の補足以上のものではないと考えられるので、ここでは第一部のみをとり上げることにする。

第一部は、「宗教改革と救貧規定」(一章)、「領邦国家における修道院財産の没収」(二章)、「領邦教会制の確立」(三章)、「身分制期領邦国家の構造」(四章) から成っている。その中でも、「宗教改革運動の果実は領邦諸侯によって刈り取られ」、「領邦国家が宗教改革を通じて達成しえたものとしては、修道院財産の没収と領邦教会制の確立の二つを挙げることができる」のであるから、中心となるのは第二章と第三章である。それに対して、第一章は、領邦諸侯の支配下にある領邦都市での宗教改革の経過を、貧民救済制度の面から解明したもので、第二章と第三章を直接補足する関係に立つが、領邦国家の構造そのものを論じた第四章は、宗教改革と直接には関係がないので、この章はとり上げないことにする。したがって、ここで検討するのは、第一部の第一章、第二章、第三章であるが、ここでは、著者の論述の順序とは逆に、第三章からコメントを始めた。というのは、先にのべたように、第一章は第二章、第三章を補足するものであって、読む側にとっては、問題の範囲がより広い第二章か第三章を、第一章よりも先にとり上げた方が、理解がより容易であると思われるからである。

第三章を第二章よりも先にとり上げたのは、単なる便宜上の問題である。

「領邦教会制の確立」

著者の定義によれば、領邦教会制とは「領邦君主が領邦内の教会をその権力内に組み入れ、政治的に従属させる教会の在り方」である。著者はまず、ドイツの宗教改革がこのような領邦教会制の確立をもって終結を迎えた、と指摘し、「宗教改革の果実を摘み取ったのは領邦諸侯たちであった」と、最初に結論をのべている。この結論だけをとり上げると、宗教改革について多少とも知識をもっている人なら、それはもう常識ではないか、と反論するに違いない。しかし、著者は、領邦教会制が確立したのは、正確には何時か、と問い返すことによって、常識の盲点を衝くのである。著者は、ドイツで最も早く宗教改革が行われた領邦の一つ、エルンスト家領ザクセンと、かなり後に宗教改革が行われたアルベルト家領ザクセンの両ザクセンにわたって、領邦教会制が確立された時期を決定するために、詳細で骨の折れる史料調査を行い、エルンスト家領ザクセンにおいても、アルベルト家領ザクセンの場合と同じように、領邦教会制が確立し、領邦君主による教会統治が完成するのは、やっと一五八〇年になってである、ということとを突止める。このような確認は、これまでの常識と常識に無批判的に依りかかった学説を完全にくつがえした、と言ってよい。常識は、エルンスト家領ザクセンにおける領邦教会制の確立の時期を、一五二七年に本格化する教会巡察の直後に置くか、あるいは、ヴィッテンベルクに最初に宗務局が設置された一五三九年に求めるからである。

著者によれば、ザクセンにおける領邦教会制の確立過程を理解するためには、(1)教会巡察とそれにもとづく教会制度（一五二七年直後）、(2)宗務局創設時（一五三九年）の事情、(3)「ザクセン教会規定」（一五八〇年）の三つの段階を考察することが必要である。とくに、「ザクセン教会規定」の解明は決定的に重要で、これはザクセンにおける領邦教会を完全に仕上げ、以後のザクセンの教会体制を永く規定しつづけたのである。

一五八〇年の「ザクセン教会規定」の制定に領邦教会制の確立を求める著者の見解は極めて説得的であると言える。この見解の説得性を明らかにするために、ここではまず、確立された領邦教会制の実態を説明することから始めたい。

一五八〇年の「ザクセン教会規定」に定められた教会制度の何よりの特徴は、それがきわめて整然たるヒエラルヒーを構成していることである。上から上級宗務局—宗務局—総監督—監督—教区牧師という順序で、一種の官僚制的ピラミッドが形成され、しかも、著者の言葉を借りれば、「教会ヒエラルヒーは教会内部で完結しているのではなく、その要所所に領邦君主とのパイプが通じられている」。頂点の上級宗務局をとってみると、これは、貴族一名を長として、法律家二名、神学者二名、それにドレスデンの説教師を加えて構成され、必要な場合には宮廷説教師が参加する。また、宗務局は、俗人の政治委員二名と神学者二名で構成され、政治委員の一名が長となる。こうして、貴族、法律家、政治委員を通じて、教会の最高機関である上級宗務局や宗務局が、領邦君主と直接つながっており、領邦君主の影響力が保証される仕組みになっている。そして、上級宗務局によって統括される各宗務

局は、その管轄地域内の教会と学校に対する最高監督機関として、教理、教会儀式の統一に責任を負い、民衆の道徳的状況について判決を行うとともに、実質的には、牧師、説教師の任命権をもち、婚姻裁判所でもある。さらに、宗務局は、最高の教会懲罰である破門を宣告する権限をもち、また、一定の刑罰執行権をもつ。著者によれば、このような教会制度は或程度カトリックの教会制度に似ており、「宗務局は、いわば複教合議制の司教であったといつても過言ではない」。ただし、この場合、領邦君主が、教会を直接監督することは避けているが、自分を教会の後見者の地位に置き、教会のさまざまな職務や機関と自分との間にパイプを通して、教会に対する影響力を確保し、教会を領邦統治のための良き協力者たらしめているのである。著者は、この段階で領邦君主権力のもとへの教会の組み込みがほぼ完成し、領邦教会制が確立したと、考えている。

これに比べると、エルンスト家領ザクセンにおいて一五二七年に本格化した教会巡察とその後の教会制度は、領邦教会制の確立へ向かつての決定的な第一歩であったが、まだ第一歩であるにとどまる。教会巡察は領邦君主の命令によって行われ、巡察官は領邦君主によって任命された。そして巡察の目的は、福音派の信仰教義、教会儀式の画一的な実施と違反する聖職者の排除、聖職者の給与の確保、監督の任命、民衆の不道徳、不品行、瀆神(教会懲罰事項)の取締り、であった。したがって、この段階で領邦君主権力が、教会巡察官を介して宗教の領域に大巾に立入ることになったのは事実であり、ここに、領邦教会制への決定的な出発点を見ることは当然である。しかし、監督制下の教会組織には、全教

会を統轄して、領邦君主権力に結びつけるような機構、すなわち、一五八〇年の「ザクセン教会規定」に定められた、上級宗務局や宗務局に相当する機構が未だ欠けており、したがって、この段階では、領邦教会制は未だ完成されていなかったと言わなければならない。

教会巡察の次に問題となるのが、一五三九年にヴィッテンベルクに創設された宗務局である。従来の見解は、しばしば、この時点を領邦教会制の確立期と見なしていた。ところが、著者は、正確な史料調査の結果、この宗務局が、名称は同じであるが、一五八〇年の「教会規定」に定められた宗務局とは全く別物であることを発見した。後者の宗務局が領邦君主の権力に依拠して広大な権限を振うのに対し、前者の宗務局は、婚姻事項を扱う裁判所にすぎないのである。福音派教会では、婚姻事項は、教会懲罰事項とともに、教会の管轄から外され、世俗権力にゆだねられていたが、特に婚姻事項については、世俗権力が未だ不慣れで処理しきれなかったために、宗務局という名称で、そのための裁判所が設置されたにすぎないのである。したがって、一五三九年の宗務局の創設は、領邦教会制の確立を表わすものでは決してない。

以上のように、著者は、一五八〇年の「ザクセン教会規定」において始めて領邦教会制が確立されたことを立証し、それ以前に領邦教会制の確立期を求める従来の常識あるいは常識に無批判的に依拠した学説をくつがえす。著者のこのような論証はきわめて適切であると言つてよい。

「領邦国家における修道院財産の没収」

修道院財産の没収は、領邦国家が宗教改革を通じて、領邦教会

制の確立と並んで達成したもう一つの成果である。だが、ここでも著者の狙いは、常識あるいは常識に無批判的に依拠した学説の打破にある。というのは、修道院財産の没収と言う場合に、我々がすぐに思い浮かべるのは、英国におけるヘンリ八世による修道院財産の没収であり、常識は英国の事態とパラレルにドイツの事態を想像するからである。そうすると、ドイツの福音派領邦君主は、規模こそ小さいが、修道院財産の没収から、ヘンリ八世と同じような割合で利益を得た、すなわち大きな利益を得た、ということになる。ところが、著者はこの点を改めて問いなおし、骨の折れる史料考証を通じて再検討するのである。その結果、著者が得た結論は、「ドイツの主要なプロテスタント領邦においては、没収修道院財産のうち領邦諸侯の財政のために利用された部分は、さほど多くない」ということであり、英国との相違が明確に指摘される。この章の大部分は、この結論の立証に割り当てられており、それと並んで、なぜ修道院財産が領邦君主の大きな利益にならない形で処理されたのか、また、修道院財産の没収は直接には領邦君主に大きな利益を与えなかったとしても、やはりいろいろな利点をもたらしたのでないか、そうだとすればどのような利点か、という問題が解明されている。対象とされる領域はヘッセンとザクセン選帝侯領である。この両領邦は、修道院の廃止とその財産の利用に関するルターの提言にある程度従って、修道院財産の一部を残留修道士の生活と退去修道士への金銭支給のために用い、残る部分を、一方では教会と学校のため、他方では「國の必要」のために用いた。

まずその経過を辿ってみると、最初に修道院財産の没収に着手

したのはヘッセン方伯フィリップであった(一五二七年)。ザクセン選帝侯ヨハンは躊躇の後、一五三一年に皇帝やカトリック派に對抗する過程で修道院財産の没収に着手する。没収にあたっての諸侯の方針について著者は「退去修道士に対して退去金を与えることや、修道院財産を教会・学校の維持費に用いることがルターによって勧告されていたので、その方面への配慮が強く前面に現れていると同時に、領邦諸身分、とくに領邦貴族への配慮と譲歩が大きいのが目につく。それは当時のドイツの領邦が身分制国家であり、領邦諸身分、とくに貴族の力が強かったことの結果である」と述べている。したがって、領邦君主は、没収にあたって、貴族の蒙る物質的損害には十分の代償を与え、また、没収修道院財産の使用についても、当初は貴族の発言権を認める保証を与えた。しかし、其後、領邦君主はその譲歩の幅を狭め、やがて没収修道院財産に対する彼の単独の処分権を確立することになる。領邦君主の単独処分権の確立はヘッセンでは早く、ザクセン選帝侯領ではかなり遅い。単独処分権確立までは、修道院財産は、いずれの領邦でも、管理方式は異なるが、領邦君主と貴族との共同管理下に置かれた。

没収修道院財産の規模と用途について言えば、ヘッセンでは、帝国直属を主張するドイツ騎士団所属の修道院をのぞいて、約五〇の修道院が没収された。没収修道財産からの収入は、著者の綿密な計算によれば、一五八五年には約九六、〇〇〇フロリンである。この時期の領邦君主の直轄財産収入は九六、五〇〇フロリンであるから、両者はほぼ等しい。したがって、ヘッセンの修道院財産没収は、没収修道院財産収入が王室領収入の三倍を超え

た英国の場合とは著しく異なる。没収修道院財産の用途を見ると、「教会・教育・福祉的目的への使用」が五一・五%、「貴族への代償」七・三%、「宮廷・行政費」四一・二%となっている。ザクセン選帝侯領でも、ここでは紹介しないが、大体類似の現象が見られる。

したがって、両領邦の修道院財産没収に関して結論として言えることは、(1)没収修道院財産がそれほど多く領邦君主の財政に利用されていない、(2)教会・教育・福祉的目的への使用が多額である、ということである。したがって、これらの領邦では、領邦君主が、修道院財産の没収によって豊かな財政的收入源を獲得し、彼の権力の財政的基盤を著しく拡大した、と言うことはできないのであって、この点に、英国の場合との違いがはっきり現われている。その原因は、著者によれば、まず、宗教改革者の影響力が大きかったこと、次に、領邦君主が領邦諸身分、特に貴族からさまざまな制約を受けたこと、第三に、領邦君主が常に皇帝を意識して、皇帝の非難や攻撃をできるだけ避けようとしたこと、にある。

しかし、没収修道院財は、君主の財政のためにそれほど多額に使用されなかったとしても、教会・教育・福祉的目的のために多額に使用されたことによって、やはり、領邦君主権力の強化に役立った、と著者は指摘する。その理由として著者は、まず、聖職者の給与が没収修道院財産によって補われることになり、その決定がもたらば領邦君主によって行われることになったために、聖職者、ひいては教会全体の領邦君主への依存と従属意識が強まったこと、次に、大学やラテン語学校、救貧・慈善施設への支出が

領邦君主の威信を高めたこと、を挙げている。

以上のように、著者は、ドイツ領邦の修道院財産没収を、英国のそれから推測する常識の誤りを指摘し、改めて問題を問いなおし、再検討することによって、独自の見解を提起する。そして、その論証は説得的である。

「宗教改革と救貧規定」

第二章、第三章の補足と考えられるこの章は、第二章、第三章とはいささか性格を異にする。というのは、第二章、第三章が、誤ってはいかにせよすでに常識の見解が成立していたテーマを改めて問い直すことによって、常識の見解を打破することを狙い、その狙い通りの成果を挙げているのに対して、この章でとり上げられたテーマについては、日本では誤った常識すら成立していないばかりでなく、著者によれば、この章のような、救貧規定を宗教改革史の中に位置づけて理解するという視角からの研究は外国に於ても乏しいからである。だから、この章は著者の研究のユニークな面を、第二章、第三章のようにいわば裏からでなく、正面から押出していると言ってよい。

ここで解明されるのは、宗教改革の初期あるいは昇揚期にさまざまな都市で立案され、制定された救貧規定の内容はどのようなものであったか、それらの規定は思想的にどこに起源をもつか、またどの点で市民の利害と一致するか、さらに、それらの規定は宗教改革の進展の過程でどのように変容するか、という問題である。とり上げられる救貧規定は、「ヴィッテンベルク教会規定」(一五二二年一月に公布されたが、急進的性格のためにザクセン選帝侯の反対に遭い、実施されなかった)、ライスニヒの「共同

金庫規定」(一五二三年初めに公布)、「ヴィッテンベルク共同財庫規定」(公布の日付ははっきり分らないが、「ヴィッテンベルク教会規定」よりも以前である)、ニュルンベルクの「大慈善規定」(一五二二年八月ないし九月に公布)の四つである。

著者はこれらの救貧規定に定められた救貧対策の内容を一つ一つ細かく解説し、比較しているが、それについてのコメントは割愛して結論だけを紹介すれば、前の二つの規定と後の二つの規定とは類型的に区別される。前者が宗教財産(教会財産と主として民間の信仰団体である信心会の財産、後に修道院財産も加わる)を共同金庫へ移管して、共同金庫を救貧事業の財源とするのに対して、後者は慈善金とか寄付のみを救貧事業の財源とするからである。ここでは前者を共同金庫型、後者を慈善型と呼ぶことにする。共同金庫型と慈善型とのもう一つの違いは、救貧規定に必ず含まれている乞食と托鉢の禁止あるいは制限という点で、共同金庫型が全面的に禁止するのに対して、慈善型は厳しく制限はするが全面的な禁止はしない、ということである。両者の影響力を比較すると、慈善型の方が共同金庫型よりも影響範囲が広い。

この時期の救貧規定が思想的にどこに起源をもつかという問題については、著者は、それがルターの宗教思想に起源をもつことを論証している。さらに、著者によれば、ルターの宗教思想に裏付けられたこれらの救貧規定は、同時に、乞食と托鉢の禁止あるいは制限によって市民の負担を軽減し、そのことによって市民の利害と一致したのである。

次に著者は、ザクセン選帝侯領での宗教改革の進展にともなう救貧規定の変容過程を詳細にあとづけている。簡単にまとめると、

ライスニヒの「共同金庫規定」で定められている共同金庫と、一五二七年の教会巡察をきっかけとして各都市で設立された共同金庫とは、名称は同じであるが、内容は全く異質だ、ということである。一五二七年以前では、共同金庫は主として救貧対策の財源であったが、教会巡察以後の共同金庫は、救貧対策を主目的とするものではなく、聖職者と教師の給与の確保を主目的とするものとなり、そのために、貧民救済にはきわめてわずかの財源しか割当てられなくなったのである。

最後に、全体についての著者の結論を簡単に紹介する。その第一は、救貧規定のうち、慈善型は、宗教改革がまだ強い市民の支持運動を伴っていない初期に、宗教改革者によって勧められ、あるいは市当局がその問題に積極的に取り組むことによって作成されたのに対して、共同金庫型は市民の改革運動の盛り上りを背景として作成された、ということであり、第二は、農民戦争の時期に、共同金庫型の貧民救済の発想が農村においても現われているということ、第三は、いずれの型の救貧規定も、市民の利害と一致し、市民による宗教改革の支持に則したものであったが、ニュルンベルクやシュトラスブルクのような、政治的独立性が強く、経済力も豊かな帝国都市を除くと、多くの都市、特に領邦都市では、実質的には短命に終わった、ということである。

第一章は、他の章とは異なっていて、著者のユニークな見解を正面切って展開している。それだけに興味深く、教えられるところも非常に多い。しかし反面、全体としてまとまりに欠けるうらみがある。もう少し論点が整理されていると、もっと効果的であったと思われる。

一、二、三章の内容に関する評価は、すでにそれぞれの章のところで行っているので、最後に、全体を通して内容とは無関係に感したことを卒直に言っておきたい。著者は難解な表現を避け、論旨をスッキリさせることに最大限の努力を払っている。このことは高く評価したい。しかしそれにもかかわらず、この本の理解は、著者が意図しているほど容易ではない。このことは、内容そのもののむつかしさを別とすれば、おそらく著者の表現技術に関係する。というのは、この本では著者が強調したい点と、その強調点を浮ぼりにするための背景とが、同じアクセントで述べられているために、読む側としては、どこに焦点を絞ればよいか、見当をつけかねるからである。表現がもう少し起伏に富んでいると、この本はもっと理解しやすいものになっただろう。

さらにつけ加えれば、これは著者の責任ではなく、出版社の責任であろうが、引用されているドイツ語の綴法にいくつかミスがあった。ちょっと注意すれば容易に訂正されるミスであるだけに、残念である。

(A5判 二四四頁 一九七六年八月 ミネルヴァ書房 二、八〇〇円)
 (京都教育大学教授)

藤岡謙二郎編

『日本歴史地理総説』総論・先原史編、
 古代編、中世編

秋山元秀

先日必要があつて人文科学研究所歴史地理研究室というゴム印を注文した。できたものをみるとハンコ屋の方で気をきかせたのか、歴史・地理研究室と中点を入れてある。歴史地理とは何であるかなどと説明する時間も気力もなく、持って帰ってナイフで中点を削り間を詰めて使っている。歴史地理などという言葉は一般にはおそらく耳慣れぬものにながいがいい。いま手もとにある小型の国語辞典をいくつかみても「歴史地理(学)」という語を収録するものは無い。もともと歴史地理(学)という語は Historical Geography の訳語として作られたものらしいが、当初から「歴史と地理」の意味に曲解されることが恐れられたようである。「史的地理」なる語を提唱するむきもあった。『歴史地理』一―四、歴史地理なる名称に就て)ちなみに漢語辞書でもこの語をみるのは「Historical Geography、人文地理学之一部門」とする旧『辞海』のみであり、中国歴史地理学の専門誌として有名な『禹貢半月刊』も最初の英訳名は The Evolution of Chinese Geography へ、The Chinese Historical Geography と変更されたのは第三巻、民国二十四年からのことである。このようにヨーロッパ近代